

# ○長崎県立長崎図書館設置条例

昭和25年11月21日  
長崎県条例第70号

注 令和3年7月から条文沿革を注記した。

長崎県立長崎図書館設置条例を県議会の議決を経て次のように定める。

## 長崎県立長崎図書館設置条例

### (設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定により、長崎県立長崎図書館(以下「図書館」という。)を大村市に設置する。

2 図書館の郷土資料に関する業務を分掌させるため、長崎県立長崎図書館郷土課(以下「郷土課」という。)を長崎市に置く。

(令3条例35・一部改正)

### (図書館奉仕)

第2条 図書館は、法第3条に規定する図書館奉仕を行うものとする。

(令3条例35・一部改正)

### (運営)

第3条 図書館の運営は、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)の定める規範を目途とする。

(令3条例35・一部改正)

### (職員)

第4条 図書館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書及司書補
- (3) 事務職員
- (4) 技術職員
- (5) その他職員

(令3条例35・一部改正)

### (事務の委託)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、図書館(郷土課を除く。)の管理に関する次の事務を大村市に委託する。

- (1) 施設及び設備の管理に関する事務
- (2) 多目的ホール、研修室及び駐車場の使用の許可並びに使用料の徴収(減免及び還付を含む。)に関する事務
- (3) 行政財産の目的外使用に関する事務

(令3条例35・一部改正)

### (使用許可)

第6条 別表第1に掲げる郷土課の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付すことができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(令3条例35・追加)

### (使用料)

第7条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

2 郷土課の駐車場の使用料は、別表第2のとおりとし、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

(令3条例35・追加)

### (使用料の減免)

第8条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(令3条例35・追加)

### (使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(令3条例35・追加)

### (使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(令3条例35・追加)

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(令3条例35・追加)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第6条第1項の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(令3条例35・追加)

(損害賠償)

第13条 施設等を損傷し、又は紛失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令3条例35・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、図書館の処務その他必要な事項は県教育委員会規則で定める。

(令3条例35・旧第6条繰下・一部改正)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成31年教委規則第1号で平成31年10月5日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の長崎県立長崎図書館設置条例第5条の規定に基づく事務の委託に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和3年7月20日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長崎県立長崎図書館設置条例第6条の規定に基づく使用許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第6条、第7条関係)

(令3条例35・追加)

区分		使用単位	使用料	
施設	集会・研修室	Aタイプ(全室)	1時間	1,140円
		Bタイプ(全室の3分の2を使用する場合)		760円
		Cタイプ(全室の3分の1を使用する場合)		380円
附帯設備	映像設備	スクリーン及びプロジェクター	1式1回	1,100円
		電子モニター		1台1回
	音響設備	マイクロホン	1式1回	1,100円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 施設を利用する場合における時間の計算については、機材の搬入及び搬出並びに施設の点検に必要な時間を含むものとする。
- 3 附帯設備のみの単独使用は、認めない。

別表第2(第7条関係)

(令3条例35・追加)

区分	使用料
駐車場	駐車時間30分につき150円

備考 使用時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。